

(地Ⅲ5)  
平成21年4月9日

都道府県医師会  
担当理事 殿

日本医師会  
常任理事 内田 健



特定健康診査・特定保健指導の平成21年度の  
集合契約準備作業について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平成20年12月10日付けの保険者協議会中央連絡会からの周知文書につきましては、平成21年1月9日付(地Ⅲ242)の文書をもって貴会宛にお送りしております。

今般、別添のとおり、保険者協議会中央連絡会より各都道府県保険者協議会等宛に「平成21年度の集合契約準備作業について」の通知がなされ、併せて厚生労働省保険局総務課医療費適正化対策推進室より各都道府県医療構造改革担当部(局)宛てにも事務連絡がなされておりますので、参考までにお送り申し上げます。

本通知では、年度途中における集合契約への実施機関の追加について、各都道府県の保険者協議会が必要と認めた場合に限り等の条件下で、実施機関の追加を実施できることとされており、追加作業(変更契約の締結)は、四半期ごと(ただし、6月末、9月末、12月末のみ。3月は行わない。)に行うこととなされておりますことにご留意いただきたいと存じます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知の上、貴会管下郡市区医師会等への周知方、よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

平成 21 年 3 月 27 日

各都道府県保険者協議会 御中  
医 療 保 險 者 各位

保険者協議会中央連絡会

### 平成 21 年度の集合契約準備作業について

保険者協議会の運営につきましては、平素から格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

各都道府県の保険者協議会におかれましては、市町村国保の契約スキームを利用する集合契約の成立に向け、平成 20 年 12 月 10 日にご案内しております全国共通スケジュール等に沿った作業も大詰めを迎えておりのことと拝察致します。

今般、進捗が思わしくない都道府県や、契約成立における障害・課題等が明らかとなつたことから、これらに対する保険者としての共通した対応方針について、保険者協議会中央連絡会において別添資料のように取り決めましたので、ご案内致します。

各位におかれましては、厳しい時間的制約の中での対応となり大変恐縮ではございますが、別添資料に沿った対応を、宜しくお願ひ致します。

#### 記

##### 1. **別添 1 「平成 21 年度の集合契約準備作業のスケジュール等」**

多くの道府県において、各保険者協議会のご尽力により、当初の共通スケジュールどおり 3 月中に契約準備作業を終え（4 月 1 日付けで調印し）年度当初からの実施体制を確立いたしておりますが、一部都府県において、実施体制が十分に確立されていないことから、別添資料のとおり取り決めましたので、お知らせいたします。

##### 2. **別添 2 「平成 21 年度の集合契約の準備に要する経費の精算」**

事務量の積算や事務・経費等の分担の考え方については、平成 19 年 9 月下旬並びに平成 20 年 12 月 10 日付け周知文書によりご案内しているところですが、今般、平成 21 年度の集合契約準備作業の当初スケジュールを一部変更（別添 1 参照）するため、経費の精算については別添資料に沿った対応をお願いいたします。

以上

## 平成 21 年度の集合契約準備作業のスケジュール等

平成 21 年 3 月 27 日  
保険者協議会中央連絡会

### 1. 平成21年度の集合契約準備作業スケジュール

#### 1-1 原則4月1日付けで契約

- 契約折衝・調整が完了している場合、3月末までに契約書の印刷・製本を終え、共通スケジュールどおり4月1日付けで調印(契約締結)し、特定健診を開始。
- 特に、受診機会が集団健診に限定されるような地域で、集団健診の実施予定時期が4~5月となっている場合、必ず3月中に契約折衝・調整を完了させ、4月1日付けで調印。

(参考)

平成 20 年 12 月 10 日付け保険者協議会中央連絡会からの周知文書 別添1「平成21年度の集合契約(被用者保険のグループと市町村国保の実施機関との契約)締結に向けた基本的な考え方について」(抜粋)

#### 1. 契約作業期限

- 平成 20 年度の市町村国保の実施機関との集合契約の締結作業においては、制度施行年度ということで、契約関係者も慣れず、契約交渉自体も長期化したため、地域によっては年度当初に契約が成立せず、契約の成立や追加の作業が最も遅いところで 12 月まで続くことになっているため、健診等の実施時期が短くなったり、受診券等の発券のタイミングが遅れたりすることとなった。
- 平成 21 年度については、本年度の経験と反省を活かし、年度当初からの集団健診に被用者保険の被扶養者も参加できるよう、年度初めの契約締結を前提とし、それに協力頂ける実施機関とのみ優先的に契約をまとめていくこととする。

#### 1-2 4月1日付け契約締結できない場合の取扱い

- ① 契約折衝・調整は完了しているが、実施機関一覧表等書類準備の遅れにより4月1日付けの契約締結が困難な場合、早急に必要書類を整備し、一日でも早く契約を締結(4月中厳守)。
- ② 実施機関側との折衝が難航し、4月1日付けの契約締結が困難な場合、引き続き折衝を継続し、一日でも早く契約を締結(4月中厳守)。
- ③ 特に、年度当初に市町村等が集団健診を予定している地域については、同時実施が可能となるよう早期に契約を締結(4月中厳守)。
- ④ 4月中に、保険者協議会中央連絡会においてこれまで確認されている方針で都道府県単位の実施機関団体等との契約締結が困難と見込まれる場合は、当該折衝と並行して、地区(都市)単位の団体等との折衝も開始(地区単位の実施機関団体等との契約締結が困難と見込まれる場合は、個別に契約の可能な実施機関との折衝を開始)し、一日でも早い契約締結、実施体制の確立を優先。

## 2. 実施機関の追加等

### 2-1 年度途中における集合契約への実施機関の追加

- 各都道府県保険者協議会における保険者等による集合契約準備作業の負荷を考慮し、契約締結後の実施機関の追加・削除は行わないことを保険者協議会中央連絡会において確認。
- しかしながら、受診率向上のための実施体制確立のため、次の条件下で年度途中における実施機関の追加を実施。
  - ア 実施体制が十分に確立されていない等、各都道府県の保険者協議会が必要と認めた場合に限り、実施機関の追加を行う。
  - イ 新規条件での折衝・契約は行わず、既存の契約への追加(実施機関一覧表への追加)のみを行う。
  - ウ 追加作業(変更契約の締結)は、四半期ごとに行う。(ただし、6月末、9月末及び12月末のみ。3月は行わない。)
- 追加となる実施機関において特定健診・特定保健指導を実施するのは変更契約の締結日以降となることから、契約締結前に実施されることのないよう、甲、乙及び実施機関において共通の認識を持つことが重要。各都道府県保険者協議会においても、乙及び実施機関に対し、十分な説明を行う。

#### 2-1-1 実施機関の追加方法等

実施機関の追加方法等については、平成 20 年 4 月 25 日付け保険者協議会中央連絡会からの周知文書「実施機関の追加作業等」に準じることとし、具体的には次のように行う。

#### 2-1-2 追加方法

既に契約を締結している契約書(以下「原契約書」という。)の契約条件で契約し、かつ、乙側の契約代表者への委任状提出が可能な場合に限り、

- ① 「変更契約書例(ひな型)」の実施機関一覧表に、追加する実施機関の情報を記載。
- ② 変更契約書は2通を作成し、原契約書における甲と乙とで記名・押印後、原契約書と併せて保管。

#### 2-1-3 追加作業項目とスケジュール

作業項目(当初契約)	実施者	期限等
4月1日付で契約の締結。 (注意)契約書番号を必ず記載。	各都道府県の保険者協議会 ※1	
契約書の実施機関一覧表(Excel ファイル)を保険者団体の中央組織(委任状とりまとめ者)※2に電子メールにより報告		契約完了後、速やかに

(注)原契約の締結時に契約書番号を未設定の場合は、当該契約書に手書きで契約書番号を追記する等の対応を行うこと。(甲と乙が保管する双方の契約書に同様に行い、甲乙双方で確認。)

以下の1～5を繰り返し実施

	作業項目(変更契約)	実施者	期限等
1	<p>① 既に契約を締結している契約書の契約条件での契約を了承し、乙(実施機関側の契約代表者)への委任状提出が確認された実施機関を、変更契約書の実施機関一覧表に追加し、原契約における甲と乙とで変更契約を締結。</p> <p>② 既に契約を締結している契約書の契約条件での契約は了承だが、乙(実施機関側の契約代表者)への委任状提出が不可である実施機関とは、新たに契約書一式を作成し、契約を締結。</p>	各都道府県の保険者協議会※1	<p>6月、9月、12月の末日(末日が休日等の場合は、その前日)</p> <p>6月30日 9月30日 12月31日</p> <p>※上記の日付でその日までに契約を完了。</p>
2	変更契約書の実施機関一覧表(Excelファイル)を保険者団体の中央組織(委任状とりまとめ者)※2に電子メールにより報告。		更新月の翌月5日(休日の場合は、その翌日)
3	保険者団体の中央組織において、適宜編集・加工を行い、傘下保険者へ情報提供。 ※①インターネットへの掲載や、②限定的に閲覧可能なホームページへの掲載、③電子メールに添付して送信する等の方法により情報提供。	保険者団体の中央組織	適宜
4	集合契約に参加している都道府県の実施機関一覧表を確認し、必要に応じて加入者等に周知。	各保険者	適宜
5	保険者協議会中央連絡会は、保険者団体の中央組織から最新の実施機関一覧表を適宜入手し、マスターとして保管・管理。	保険者協議会中央連絡会	更新月の翌月の15日(休日の場合は、その翌日) を目途

※1「各都道府県の保険者協議会」=契約代表者、参加保険者、保険者協議会事務局(国保連)のいずれかで実施。(以下同じ。)

※2「保険者団体の中央組織(委任状とりまとめ者)」=各保険者団体で委任状をとりまとめ、各都道府県の保険者協議会に送付した者。協会けんぽは含まれない。(以下同じ。)

■保険者団体の中央組織への電子メール送信は、仮契約書の確認の際に電子メールの送受信を行ったメールアドレス及び担当者宛に行う。

■各都道府県の保険者協議会が保険者団体の中央組織(委任状とりまとめ者)に送付する実施機関一覧表情報は、電子媒体とする。「変更契約書例(ひな型)」により作成した変更契約書(Excelファイル)を送付すること可。)

※ファイル名は「契約年月日(半角数字)+都道府県名+契約書番号(半角数字)」とする。

(例)原契約の場合:080401 沖縄県 09012.doc

変更契約の場合:080430 沖縄県 09012-1.doc

■変更契約書の締結がなかった月についても、翌月5日(休日の場合は、その翌日)までに、変更(実施機関の追加)がない旨を各保険者団体の中央組織に報告する。

## 2-2 年度途中における実施機関の集合契約からの脱退

- 各都道府県保険者協議会における保険者等による集合契約準備作業の負荷を考慮し、契約締結後の実施機関の追加・削除は行わないことを保険者協議会中央連絡会において確認。
- 受診率向上のための実施体制確立のため、特定の条件下で年度途中における実施機関の追加を実施することとしたが、実施機関一覧表からの削除作業(集合契約からの脱退)については、これまで確認しているとおりとする。

## 2-3 その他

実施機関番号の変更等については、平成 20 年 10 月 10 日付け保険者協議会中央連絡会からの周知文書「特定健診・保健指導実施機関番号の変更等について」に沿って対応。

(参考)

厚生労働省ホームページ「集合契約の取組に関する支援(各種資料)」

III. 事務処理、作業スケジュール等

1. 事務処理

(5)特定健診・保健指導実施機関番号の変更等について

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shakaihoshō/iryouseido01/pdf/info03f-33.pdf>

以上

## 平成 21 年度の集合契約の準備に要する経費の精算

平成 21 年 3 月 27 日  
保険者協議会中央連絡会

### 1. 平成 21 年度の集合契約の準備に要する経費の精算ルール(現行)

集合契約の準備に要する経費の精算における現行の共通ルールは、平成 20 年 12 月 10 日付け保険者協議会中央連絡会からの周知文書「集合契約の準備に要する経費の精算」において整理済み。

平成 21 年度分の契約については、今年度内の締結完了をめざすことから、精算については以下のとおりとする。

- 契約書の確定する平成 21 年 3 月 20 日頃には、各都道府県保険者協議会における契約事務に関する担当が、契約事務に要した総経費を確定し、各保険者への請求額を算定。
  - ※ 各保険者への請求額は、昨年 9 月に示している全国共通ルールにより、参加保険者数割りと参加保険者の加入者数割りを 2:8 で組み合わせることとなっている。
  - ※ 算定に必要な各保険者の加入者数については、中央の保険者団体が委任状の束を送付する際に添付する参加保険者リストのファイルに格納されていることから、これを活用する。
- 平成 21 年 3 月 27 日(金)までに、各都道府県保険者協議会から中央の保険者団体に請求リスト(各保険者別請求額及びそれらを合計した保険者団体としての総請求額)を送付。
- 精算時期(中央の保険者団体から各都道府県国保連合会の決済口座への振込)は平成 21 年 4 月 20 日(月)から 4 月 24 日(金)までの間に完了する。
- 中央の保険者団体が傘下の各保険者の立替を行うかは各団体の判断とする(先に保険者団体が精算後に傘下保険者へ請求、先に傘下保険者から徴収後に精算、いずれでも可)
- 精算金を処理する会計年度は、各保険者で都合の良い方を選択する(平成 20 年度会計で処理し 4 月に出納する、平成 21 年度会計として早速 4 月に出納する、いずれでも可)。
- 経費を立て替える者は平成 20 年度会計にて精算が可能であるが、平成 21 年 4 月下旬まで現金が入らないことに留意し、当該時期まで立替可能な者が立て替えることとする。

### 2. 変更後の共通ルール

今般、一部において 4 月以降も契約準備作業を継続する必要が生じたため、上記の取扱を次のように変更。

- ① 平成 21 年度の集合契約締結のため、平成 21 年 3 月までに要した経費については、現行の共通ルールに沿って精算。
- ② 平成 21 年度の集合契約締結(実施機関の追加等を含む。以下同じ)のため、平成 21 年 4 月以降に要した経費については、平成 22 年度の集合契約締結のための準備作業に要する

経費と時期を合わせて、平成 22 年 3 月末に精算する。

- 各都道府県の保険者協議会においては、平成 21 年 4 月以降に平成 21 年度の集合契約締結のために要した経費と、平成 22 年度の集合契約締結のために要した経費を区分し、それぞれの集合契約に参加する（委任状を提出した）保険者の数に応じて共通ルールに基づき按分する。
- 各都道府県の保険者協議会から保険者団体の中央組織への請求は、「平成 21 年度分」「平成 22 年度分」をそれぞれ明記して行う。（請求書が 2 枚となる、または 1 枚の請求書で内訳として記載（ただし、保険者ごとの内訳書は別々に作成）、いずれでも可。）（注）
- 保険者団体の中央組織から傘下保険者への請求・決済方法は、各団体ごとに整理。

(注)請求書の発行について

①年度ごとに(2枚を)発行する場合

請求者は、当該年度の委任を受けた契約代表者（年度で異なる場合あり）もしくは保険者協議会事務局長のいずれかとすることが考えられる。

②2年分をまとめて1枚のみ発行する場合

請求者は、契約代表者が年度で異なる場合、どちらか一方の名前で2年分を請求するのは不適当。契約代表者が同一であれば、契約代表者とともに可能であるが、保険者協議会事務局長とするのが適当と考えられる。

※ 集合契約準備作業に要した経費の精算において、上記にて定めのない事項はこれまでの共通ルールに準じることとする。

(参考)

厚生労働省ホームページ「集合契約の取組に関する支援（各種資料）」

III. 事務処理、作業スケジュール等

2. スケジュール

(1)集合契約における委任状の提出や契約事務経費の精算について

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shakaihosh/oiryouseido01/pdf/info03f-15.pdf>

事務連絡  
平成21年3月27日

各都道府県医療構造改革担当部（局）御中

厚生労働省保険局総務課  
医療費適正化対策推進室

### 平成21年度の集合契約準備作業について

保険者協議会の運営につきましては、平素から格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

各都道府県の保険者協議会における市町村国保の契約スキームを利用する集合契約の成立に向け、平成20年12月10日に保険者協議会中央連絡会から周知された全国共通スケジュール等に沿った作業も大詰めを迎えております。

今般、進捗が思わしくない都道府県や、契約成立における障害・課題等が明らかとなつたことから、これらに対する保険者としての共通した対応方針について、保険者協議会中央連絡会において別添資料のとおり整理されましたので、お知らせ致します。

管内の関係者への周知と併せて、これらを踏まえた関係者への必要なご支援や、関係者間の調整等につきましては、これまでご尽力いただいているところですが、今後とも引き続き積極的なご対応を賜りたく、何卒宜しくお願ひ致します。

[本件照会先]  
医療費適正化対策推進室  
(保険者調整係長 佐藤)  
TEL : 03-3595-2164  
FAX : 03-3504-1210